



【経営改革委員会の概要】

(1) 経営改革委員会の位置付け

- ① 取締役会による、当社及び当社グループ全体の経営体制の刷新（陣容と意思決定の仕組み等）、ガバナンス体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制、並びに事業再建計画案等の策定に関する重要決定事項について、経営改革委員会より指導及び勧告を受ける。
- ② 経営改革委員会は、株主、取引先、顧客、金融機関、従業員その他利害関係人の意見を聴取、集約、反映し、上記の指導及び勧告を行う。
- ③ 次回株主総会への当社提案について事前に経営改革委員会より審議及び承認を受ける。
- ④ 取締役会が決定した経営体制の刷新、ガバナンス体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制に関する事項並びに事業再建計画案等の策定について、経営改革委員会から答申を受ける。

(2) 委員の構成

経営改革委員会の委員は、当社との間で利害関係を有しない、財界人、弁護士、コンサルタント等の社外の有識者とする。

(3) その他

経営改革委員会の委員構成、指導・勧告方法、審議・承認及び答申方法、その他経営改革委員会に関する詳細事項の決定は、社外取締役である林田康男氏及び来間紘氏の2名の協議結果に委ねることとする。

【取締役責任調査委員会の概要】

(1) 取締役責任調査委員会の位置付け

- ① 取締役責任調査委員会は、損失計上先送り等の一連の問題について、現旧取締役において、その職務執行について善管注意義務違反等に該当する行為があったか否かについて法的な側面から調査・検討を行う。
- ② 取締役責任調査委員会の判断に対し監査役会は介入せずその判断を最大限尊重する。
- ③ 取締役責任調査委員会から上記の調査及び検討について株主からの取締役に対する提訴請求の期限（平成24年1月8日）までに報告を受ける。

(2) 委員の構成

取締役責任調査委員会の委員は、現旧取締役及び当社から独立した弁護士とする。

(3) その他

取締役責任調査委員会の委員は下記の者とし、その調査の方法、調査報告の方法、その他取締役責任調査委員会に関する詳細事項は、都度監査役会の決定に委ねることとする。

記

委員長	手塚一男	弁護士
委員	松井秀樹	弁護士
委員	三森仁	弁護士

(委員の略歴)

■ 手塚一男氏（てづか かずお）

1967年4月 弁護士登録 兼子・岩松法律事務所入所  
1974年1月 兼子・岩松法律事務所パートナー  
1991年4月 第二東京弁護士会副会長

■ 松井秀樹氏（まつい ひでき）

1987年4月 弁護士登録 丸の内総合法律事務所入所  
1997年7月 丸の内総合法律事務所パートナー  
2011年9月 丸の内総合法律事務所代表弁護士

■ 三森仁氏（みつもり ひとし）

1993年4月 弁護士登録 東京八重洲法律事務所（現あさひ法律事務所）入所  
1999年4月 あさひ法律事務所パートナー

【監査役等責任調査委員会の概要】

(1) 監査役等責任調査委員会の位置付け

- ① 監査役等責任調査委員会は、損失計上先送り等の一連の問題について、現旧監査役において、取締役の職務執行の監査について善管注意義務違反等に該当する行為があったか否かについて法的な側面から調査・検討を行う。
- ② 監査役等責任調査委員会は、損失計上先送り等の一連の問題について、現旧会計監査人において不当又は不適正な監査が行われなかったか否かについて法的な側面から調査・検討を行う。
- ③ 監査役等責任調査委員会は、損失計上先送り等の一連の問題について、現旧執行役員において、不当又は不適切な業務執行がなかったか否かについて法的な側面から調査・検討を行う。
- ④ 監査役等責任調査委員会の判断に対し取締役会は介入せずその判断を最大限尊重する。
- ⑤ 監査役等責任調査委員会から上記の調査及び検討について株主からの監査役及び会計監査人に対する提訴請求の期限（平成24年1月17日）までに報告を受ける。

(2) 委員の構成

監査役等責任調査委員会の委員は、現旧監査役及び現旧監査法人から独立した弁護士とする。

(3) その他

監査役等責任調査委員会の委員の人選、調査の方法、調査報告の方法、その他監査役等責任調査委員会に関する詳細事項の決定は、社外取締役である林田康男氏及び来間紘氏の2名の協議結果に委ねることとする。社外取締役2名の協議の結果、監査役等責任調査委員会の委員として下記の者を選任する。

記

委員長	渡 邊 顯	弁護士
委員	土 岐 敦 司	弁護士
委員	大 和 陽一郎	弁護士

(委員の略歴)

■ 渡 邊 顯 氏 (わたなべ あきら)  
1973年4月 弁護士登録  
1989年4月 成和共同法律事務所設立 所長  
2008年4月 明哲綜合法律事務所と統合し成和明哲法律事務所へ改組、パートナー

■ 土 岐 敦 司 氏 (とき あつし)  
1983年4月 弁護士登録 梶谷綜合法律事務所入所  
1989年4月 奥平・土岐法律事務所参画  
1997年4月 明哲綜合法律事務所設立  
2008年4月 成和共同法律事務所と統合し成和明哲法律事務所へ改組、パートナー

■ 大 和 陽一郎 氏 (やまと よういちろう)

1972年4月 裁判官任官

2004年12月 大阪高等裁判所部総括判事

2010年1月 弁護士登録 吉羽真治法律事務所

【社長声明】

平成23年12月7日

関係各位

第三者委員会の報告書をふまえた当社の対応について  
(取締役責任調査委員会、監査役等責任調査委員会及び経営改革委員会の設置等)

オリンパス株式会社  
代表取締役社長執行役員 高山 修一

昨日、オリンパス株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社社外取締役が選任した第三者委員会（委員長：甲斐中辰夫弁護士）より、詳細な「調査報告書」（以下「報告書」といいます。）を受領しました。その内容は、同委員会のご同意を得て、全文を当社のウェブサイトでご公表しています。

第三者委員会で認定していただいたとおり、当社は、過去の有価証券投資等で生じた損失につき長年にわたって計上を先送りし、誤った財務諸表を公表してきた事実が明らかになりました。また、その原因となった当社のコーポレート・ガバナンスの欠陥についても厳しいご指摘を受けました。ここに、ご迷惑をおかけした関係者の皆様に当社を代表して深くお詫び申し上げます。

当社取締役会は、報告書にあるご報告・ご提言の内容を真摯に受け止め、今後の対応等について以下のとおり決議しましたので、本日、皆様にご報告申し上げます。

## 1 本件の概要

報告書は大部であり、またその内容も詳細かつ多岐に亘っていますが、私の理解しているところでは、本件の要旨は次の通りです。

### 1) 金融資産運用損の累積

下山敏郎が社長であった時代に金融資産を積極的に運用していた当社は、1990年代後半には1000億円近い金融資産の含み損が生じていました。

### 2) 損失の分離

当社前常勤監査役の山田秀雄と前副社長森久志は、外部の関係者の助言と協力を得て、含み損が生じている金融商品を連結決算の対象外となるファンドに簿価相当額で買い取らせることにより損失を当社から分離することを企画し、実行しました。ファンドが買取資金を調達するために当社の預金や国債等を提供しました。

### 3) 損失の解消

分離した損失を解消するため、アルティス、ヒューマラボ、NEWS CHEFの3社の株式を当社がファンドから高い価格で購入する取引を利用しました。また、ジャイラスの買収に伴う手数料等の名目で支払った金銭をファンドに還流させる仕組みも利用しました。この2つにより当社からは合計約1350億円が支出され、その結果、簿外債務は2011年3月までに解消されています。

これらの損失解消スキームは山田と森が秘かに企画・実行し、社内には裏帳簿も存在しませんが、社長であった岸本正壽及び菊川剛は報告を受けて知っていました。

### 4) 反社会的勢力との関係等

第三者委員会の調査において反社会的勢力の関与は認められていません。また、山田や森による着服も認められていません。

### 5) コーポレート・ガバナンス改善の必要性

報告書では、コーポレート・ガバナンス改善の必要性を強く求められています。

### 6) 本件事案の発生原因や再発防止策

本件については、トップ主導により一部の幹部が秘密裡に行っていたこと、企業風土や意識に問題があったこと、隠蔽等が巧妙で取締役会や監査役会に必要な情報がほとんど提供されなかったこと、会社法上の各機関が役割を果たしていなかったことなどのご指摘もいただいています。また、再発防止策として、役員の交代、ガバナンスのあり方の徹底的な見直し、及び経営監視の必要性等のご提言をいただきました。

なお、第三者委員会により事実関係を解明していただいた結果、損失計上の先送り等について主要な役割を果たした上記役員（いずれも退任しております。）が責任を免れないことはほぼ明らかになりました。しかし、違法行為の発生を防ぐために監視すべき立場にある役員の責任については、未だ明らかとはいえない状態にあります。

これは、第三者委員会において、複雑を極めた損失計上先送りやその解消スキームの解明を優先していただいたからに外なりませんので、主導的な役割を果たした役員以外の責任については引き続き、後ほどご報告します責任調査委員会で調査していただき、厳正に対処してまいります。

## 2 報告書の内容への当社対応の骨子

本日も報告する当社の当面の対応について、その骨子は次のとおりです。

- ①監査役会が報告書の提言をふまえて設置した「取締役責任調査委員会」、同じく取締役会が報告書の提言をふまえて設置した「監査役等責任調査委員会」の調査により、退任した者を含む役員個人の責任を明確にして、結果を公表します。
- ②取締役会が報告書の提言をふまえて設置した「経営改革委員会」により次回株主総会への会社提案は全て事前に審査していただき、ご承認を得てから株主にご提案します。
- ③現任の役員は決算の訂正等当面の危機対応に取り組んで再建の目処をつけた上で、報告書の提言に基づきしかるべき時期に交代します。

④上記により信頼を回復するとともに、世界に通用する事業を継続して、ステークホルダーに価値を提供しつづける企業として今後も社会に貢献できるよう、全力で危機に対応します。

### 3 過年度決算の訂正及び第2四半期報告書の提出

報告書において第三者委員会が認定した事実によれば、当社の過去の決算内容（有価証券報告書等）は大幅に訂正する必要がありますので、金融商品取引法等関連法令に基づいて可能な限り速やかに訂正して当局に訂正報告書を提出するとともに、皆様に公表します。

また、現時点では未提出となっている第144期（平成24年3月期）第2四半期報告書（以下「第2四半期報告書」といいます。）についても、報告書の内容を反映させ、適切な会計処理をした上で、監査法人に作成していただくレビュー報告書を付して、平成23年12月14日までに当局に提出する予定です。第2四半期報告書についても、提出後、皆様に公表します。

### 4 役員責任の明確化

当社監査役は、会社法の規定に基づき、当社取締役に対して損害賠償請求訴訟を提起せよとの請求を平成23年11月9日に株主から受けています。この提訴請求に対応し、また、今回の報告書をふまえ、当社監査役は、利害関係のない独立した立場にある弁護士を選任して、「取締役責任調査委員会」（委員長：手塚一男弁護士、委員：松井秀樹弁護士、同：三森仁弁護士）を設置することを決定し、監査役会において決議しました。取締役責任調査委員会の委員は既に取締役の責任に関する調査に着手されています。

第三者委員会が損失計上の先送りをしたスキーム及びその解消の過程に主眼を置いていただいたことに対し、取締役責任調査委員会は、第三者委員会が認定した事実に基づき、当社の取締役（以下、退任者を含みます。）が会社法上の義務に照らして負う責任について調査することに主眼を置いていただくこととなります。第三者委員会のご尽力により損失計上を先送りしたスキームや資金の流れは相当程度解明されていますので、今後は、有価証券報告書に誤った財務諸表を記載することとなった点につき直接的な責任を負う取締役のみならず、監督上の義務等についても調査していただくこととなります。

当社は、第三者委員会と同様に、取締役責任調査委員会に対して会社として全面的に協力し、外部有識者により役員個人の責任の有無を明確にさせていただきます。その結果については、ご報告をいただき次第、公表します。

取締役責任調査委員会によって責任ありと判断された取締役は、個人としての見解や裁判上の主張には関係なく、当社の業務執行に支障をきたさないようにした上で役職を退きます。

取締役責任調査委員会に対しては、提訴請求の期限である平成24年1月8日までに結論を出すことが監査役会により委嘱されていますので、合わせてご報告します。

取締役責任調査委員会により責任が認められた取締役に対しては、会社法の規定により監査役が当社を代表して訴訟を提起することとなりますが、当社としても厳正な態度で臨む所存です。



また、私は、当社代表取締役として、同じく会社法の規定に基づき、監査役及び会計監査人に対して損害賠償請求訴訟を提起せよとの請求を株主から受けています。この件についても、「監査役等責任調査委員会」を設置し、取締役会の委嘱を受けた社外取締役の林田康男氏と来間紘氏が、利害関係のない独立した立場にある渡邊顯弁護士、土岐敦司弁護士、及び大和陽一郎弁護士を委員として選任しました。同弁護士には監査役、会計監査人、及び取締役でない執行役員の責任についてご調査をいただきます。監査役等責任調査委員会のご判断に対して当社取締役会は介入せず、そのご判断を最大限に尊重します。監査役等責任調査委員会の弁護士の方々が取締役等責任調査委員会と証拠資料や情報を共有して調査に支障のないようにするための措置も講じます。

監査役及び会計監査人の責任について監査役等責任調査委員会には、提訴請求の期限である平成24年1月17日までに結論を出すことを委嘱しています。

なお、報告書において、当社の取締役会及び監査役が経営者を監視する役割を十分に果たせなかった点につき厳しいご指摘を受けた点をふまえて、現任の役員は決算の訂正等当面の危機対応に取り組んで再建の目処をつけた上で、報告書の提言に基づきしかるべき時期に交代します。

## 5 経営改革委員会

当社及び当社取締役とは利害関係のない独立した外部有識者による「経営改革委員会」を設置することとし、本日、取締役会において決議しました。委員の選任については、取締役会から社外取締役である林田康男氏と来間紘氏に委任し、現在、最終的な詰めをしていただいていますので、近日中に発表できる見通しです。

先般発表したとおり、当社は経営体制の刷新と事業の見直しに着手していますので、株主総会への会社提案はこれらの議論を集約して作成させていただきます。

しかしながら、損失計上の先送りや、買収資金等を使って先送りを終息させるスキームを見落としていた私たち現執行部に対して、株主の皆様への提案をする資格があるのかを厳しく問う声があることも承知しております。

そこで、現在進めている社内での議論の成果を実施し、外部に公表し、または株主総会にご提案するにあたっては、全て事前に経営改革委員会に審査していただき、ご承認を得てから行うこととします。また、経営改革委員会には、私ども執行部だけでなく、株主、お取引先、顧客、金融機関、従業員等の利害関係人の意見も聞いていただくよう、正式に委嘱する予定です。

また、経営改革委員会には、資料や事務局の提供、委員の補助者となる外部専門家費用の負担等、会社として全面的に協力します。

## 6 経営体制の刷新

報告書によれば、当社の経営体制、とりわけ意思決定及び内部統制の仕組みに問題があったこと、そしてこの問題点が損失計上の先送りを長年にわたり見落とされた原因であったことは疑う余地がありません。

すでに発表したとおり、当社では、既にコーポレート・ガバナンス体制を刷新するための取り組みを開始していますが、報告書の内容を踏まえて議論を加速、強化し、株主総会のご判断を仰ぐべく準備します。

## 7 株主総会

当面の危機対応は現在の体制で続けますが、経営体制の刷新と取締役会等の構成（役員の選任及び退任）については、次回の株主総会で株主の判断を仰ぎます。一部の株主からは早期に臨時株主総会を招集する必要性についてご指摘を受けており、当社としてもその必要性を否定するものではありません。

しかしながら、臨時株主総会を開催する場合、過年度における決算の訂正について正式にご報告を申し上げることとなりますので、平成23年12月14日までに予定している第2四半期報告書の提出と、これに伴う過去の有価証券報告書等の訂正報告書を当局に提出した後、速やかに開催の有無及び時期について発表します。

次回の株主総会では、上記のとおり過年度決算の訂正についてご報告申し上げるとともに、当社の再建策について、他社との業務提携、経営者の外部からの招聘など、あらゆる選択肢をタブーなく徹底して検討した結果を踏まえ、当社の再建に向けた経営体制の刷新や取締役会の構成について会社提案をさせていただき、株主の判断を仰ぐことを予定しています。

株主総会に会社提案をするにあたっては、前述のとおり、独立した外部有識者からなる前述の経営改革委員会のご審議とご承認を得ることを条件とさせていただきます。また、前述のとおり、取締役責任調査委員会によって責任を認められた取締役は個人的な見解や裁判上の主張とは関係なく、当社の業務執行に支障を来さないようにした上で、役職を退くこととさせていただきます。

会社法に基づいて株主からのご提案が適法になされた場合、次回の株主総会では当該提案についても会社提案と共にご判断いただくこととなります。

## 8 上場維持等の努力と事業の継続

当社は、上記の措置を通じて新しいオリンパス株式会社として生まれ変わるつもりです。そのため、東京証券取引所のご理解を得て株式の上場を維持できるよう努力すると共に、世界に通じる事業を継続し、株主、顧客、お取引先、金融機関、従業員等のステークホルダーに価値を提供しつづける企業として今後も社会に貢献できるよう、全力で危機に対応します。

皆様におかれましては、今後ともよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

以上

## 資料 1

## 【本件の経緯と当社が取ってきた主な措置】

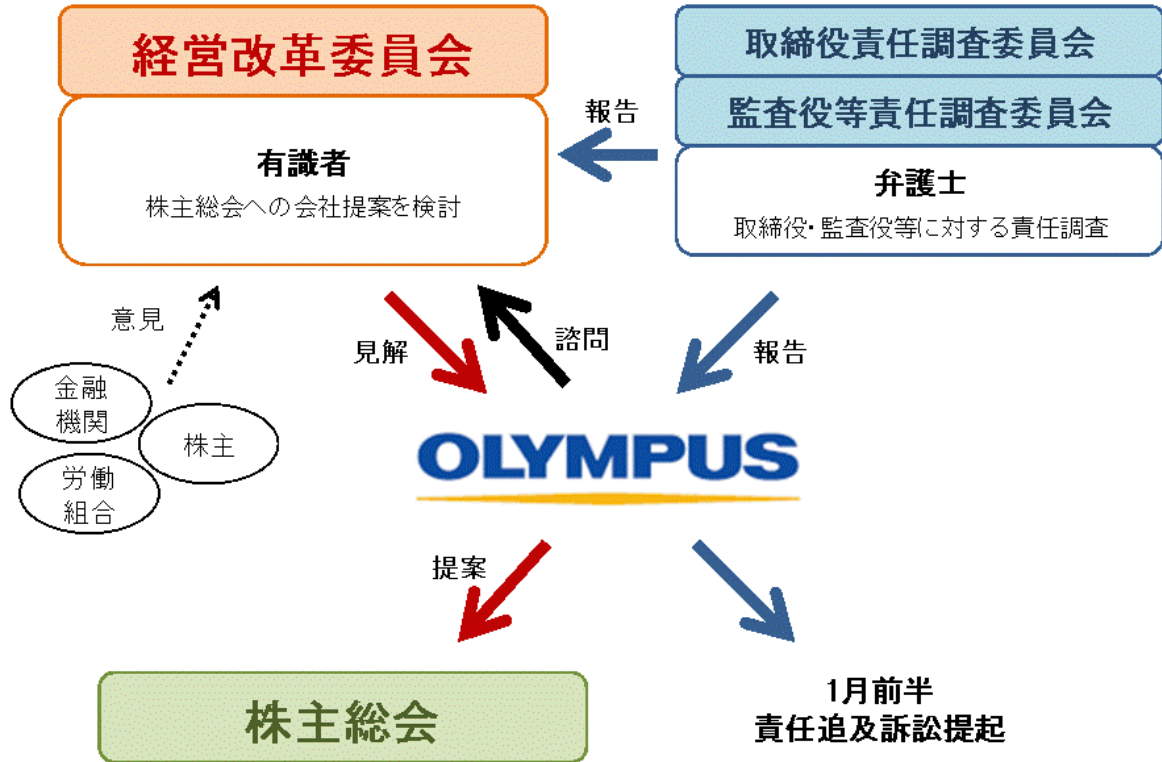
平成 20 年

2月1日	Gyrus Group PLC 社の買収完了
4月25日	株式会社アルティス、NEWS CHEF 株式会社及び株式会社ヒューマラボの買収完了

平成 23 年

4月1日	マイケル・ウッドフォード氏が社長執行役員に就任
6月29日	マイケル・ウッドフォード氏が代表取締役・社長執行役員に就任
10月1日	マイケル・ウッドフォード氏が CEO に就任
10月14日	マイケル・ウッドフォード氏に対する代表取締役・社長執行役員・CEO 解職決議 菊川剛氏が代表取締役会長兼社長執行役員就任
10月19日	一連の報道（上記解職及び当社の過去の買収案件）に対する当社見解の公表
10月21日	第三者委員会の設立準備公表
10月24日	監査法人変更理由に関する公表
10月26日	高山修一が代表取締役社長執行役員に就任 菊川剛代表取締役会長兼社長執行役員が辞職
11月1日	第三者委員会（委員長：甲斐中辰夫弁護士）設置
11月4日	平成 24 年 3 月期第 2 四半期決算発表予定日延期
11月8日	過去に損失計上の先送りを行っていた事実を公表 第三者委員会調査対象を拡大 森久志氏に対する取締役副社長執行役員解職決議
11月10日	平成 24 年 3 月期第 2 四半期報告書提出遅延の公表
11月16日	金融機関向け説明会開催
11月17日	金融機関向け説明会資料公表
11月24日	菊川剛取締役、森久志取締役、及び山田秀雄監査役が辞任 社長声明発表
11月29日	ガバナンス体制チーム及び事業再建チーム発足
12月1日	マイケル・ウッドフォード取締役が辞任
12月6日	第三者委員会調査報告書受領
12月7日	責任調査委員会と経営改革委員会の設置

【責任調査委員会と経営改革委員会の関係（概念図）】



### 資料3

#### 【今後の主な日程（予定）】

平成23年

12月14日 第2四半期報告書提出  
有価証券報告書等の訂正報告書提出  
※訂正報告書の提出後、臨時株主総会招集の有無及び時期について公表

近日中 経営改革委員会の構成を公表

平成24年

1月8日 取締役に対する提訴請求の期限  
取締役責任調査委員会の調査結果を公表

1月17日 監査役及び会計監査人に対する提訴請求の期限  
監査役及び会計監査人に対する訴訟提起について当社方針を公表

2月 第144期（平成24年3月期）第3四半期報告書提出

5月 第144期（平成24年3月期）決算発表（短信）

6月 定時株主総会  
第144期（平成24年3月期）有価証券報告書提出